

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 Success Holders
代 表 者 代表取締役社長 CEO 谷口 雅紀
(コード番号 4833)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 小松 未来雄
(TEL 03-5786-3800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月22日開催予定の当社第35期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められました。

当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの利益に資するものと考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第11条第2項に場所の定めのない株主総会の開催の追加をお願いするものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害、社会的な潮流等に照らし、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

また、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。

これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主の皆さまに交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月22日(予定)

以 上

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第10条 (条文省略)</p> <p>(招集) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法令省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第34条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(招集) 第11条 (現行どおり) <u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会資料の電子提供に関する経過措置</u>) <u>第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>